

# 保育内容に関する研究（Ⅲ）

## —平成元年（1989）以降の幼稚園教育要領における「領域」に焦点を当てて—

### A Study on the Contents of Childcare (Ⅲ) Focusing on “Field” in the Kindergarten Instruction Procedures Published after 1989

(2010年3月31日受理)

森元眞紀子 川上 道子  
Mikiko Morimoto Michiko Kawakami

Key words : 保育内容, 領域, 教科目, 幼稚園教育要領

## はじめに

我々は保育内容「領域」に焦点を当てて研究を進めてきた<sup>1) 2)</sup>。特に幼稚園教育要領に領域が取り入れられた経緯や「領域」のとらえ方について、昭和39（1956）年と平成元（1989）年を中心に分析した結果、以下のことが確認できた。

1. 幼児には日常の「生活」と「遊び」があり、幼児の生活それ自体には「領域」はない。保育者が保育内容を把握するための便宜上の区分を示したものが「領域」である。
2. 「領域」は、保育内容の「範囲や枠」を示したものに過ぎず、それらを経験させる時間的な序列を現したものである。
3. 一般に保育者養成校では、保育内容を領域に分割して教授しているが、幼稚園や保育所で行われている保育の実際においては、保育内容は園生活の全体を通じて指導するものである。領域毎の指導計画を立てたり、領域ごとに内容を取り出して指導したりするようなことがあってはならないことは幼稚園教育要領や保育所保育指針にも明記されている。
4. 保育内容を領域別に学習したものを実際の場では再統合して、保育の基本とされている「総合的な指導」が行えるようにするために「保育内容総論」という科目が設けられているが、保育内容総論という教科目の意味を正しく理解したうえでの教育は行えていない現状がある。また、保育者養成の2年間という短期間で

の過密なカリキュラムの中では、履修の時期を含めて再考する必要がある。

また、最近の保育内容総論のテキストには保育内容「領域」の歴史的経緯や説明を省略したものが多くなってきている。ここで、改めて取り上げることは、今後の保育者養成のためにも意義あるものと考えられる。

## 研究の目的及び方法

以上を踏まえて、今回は平成元年以降の幼稚園教育要領における「領域」について研究する。

平成元（1989）年以降の幼稚園教育要領改訂は、平成10（1998）年と平成20（2010）年の2回である。それぞれの「領域」、「保育内容」のとらえ方を考察し、課題を明らかにすることを目的とする。

## 研究内容

### 1. 本研究の前提

幼稚園教育が始まって以来、保育内容や保育内容の枠を示す言葉の変遷についてまとめておきたい。

明治9（1897）年には、保育科目として恩物を中心に、唱歌、遊戯、説話、計算、博物理解、体操等であった。明治32（1926）年から昭和の初期までは、保育項目として、活動のまとまりをくくった時代であった。

戦後の童心至上主義にたった保育ムードの中で昭和23（1948）年、保育要領【保育所は、昭和25（1950）年厚

生省による保育所運営要領】により、見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康教育、年中行事の12項目であったが、「楽しい幼児の経験」として、幼児の生活経験を羅列した「はいまわりの経験主義」への傾向がみられた。

経験主義に対する批判と学校教育一貫化を強調したカリキュラム構成運動の中で、昭和31（1956）年、幼稚園教育要領は成立した。

ここで、目標から指導内容を導き出す「望ましい経験」へと変化し、ねらいおよび指導の面を強調した『6領域』に整理された。（これ以後の養成校では、保育内容としての教科目は6領域に編成されることになった。）

それまでの生活経験主義から離れ、教科の系統性を重視し教科中心主義へと傾斜し、小学校以上の学習指導要領も改訂され、これを受けて幼稚園教育要領も改訂された。

昭和39（1964）年の改訂では、幼児の活動そのものを分析し、含まれるねらいを精選したうえでまとめたものを『6領域』としている。これは、「領域」と「事項」間の重複・交錯を避け整理されたもので、系統性を重視したものである。また、新たに「道徳・しつけ」の事項が加えられている。楽しくて望ましい経験へと変化したことやねらいを意味する事項への変化は、ねらいと指導面を一層強調したものと解釈できる。

この時期までの保育内容「領域」は、幼児に何を与えたらよいかという視点で決められている。

平成元（1989）年の幼稚園教育要領改訂では、保育内容は領域ごとに「ねらい」と「内容」を分けて示されている。ここでの領域は、幼児の発達をみる視点へと変わり、『5領域』に変更されている。領域名は幼児期の発達を踏まえ（発達の側面からという表現もある）、幼児期に最も養わなければならない人間としての基本的な問題を押さえ、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域としている。ここでの「領域」は幼児期の発達を踏まえ、最も幼児期に養われなければならない人間としての基本的な問題を押さえたものである。（注1）

この時点で、保育に当たっては、まず幼児が何を欲し、何を身に付けようとしているか見極める必要がある。そして幼稚園を幼児が主体的に活動して、幼児にふさわし

い生活が展開される場とし、そこでは心身の発達の基礎となる体験を得る場であるようにしたいという考えが根底に流れている。

## 平成元年以降の幼稚園教育要領における 保育内容「領域」の変遷

### 1. 平成10(1998)年12月14日告示、平成12(2000)年度より全面実施された幼稚園教育要領

#### 1) 改訂の経緯

平成元（1989）年の改訂後、領域の考え方や表し方、ねらいと内容、活動との関係などが大きく変更された幼稚園教育要領の主旨を踏まえた実践が積み重ねられた。しかし、都市化、核家族化、少子化、情報化といった社会の進展は、家庭や保護者の意識、地域社会にも影響を及ぼした。

幼稚園においても、これらの社会状況の変化に対応した取り組みが必要であることが求められるようになってきたが、教育要領に示された「環境の構成」や「教師の役割」などに共通理解が不十分な点がみられ、教育要領の趣旨をよりよく実現していくための改善が求められた。

また、教育の方向を示唆する第16期中央教育審議会が答申（注2）した「幼児期からの心の教育の在り方について」では、幼児期の道徳性の芽生えを培うことが提言され、心を育てる場としての幼稚園の役割が問われるようになった。

さらには幼稚園から高等学校までと、盲・聾・養護学校の初等中等教育全体の教育課程基準改善について同時に審議し、各学校段階間の教育内容の調和と統一が図られることと改訂された。

#### 2) 改訂の主旨

- 豊かな人間性や基礎・基本を身に付ける。
- 個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成する。
- 2年後に実施される完全週五日制の下、ゆとりの中で特色ある教育を展開する。

以上のことを踏まえて、豊かな生活体験を通して自我の形成を図り、「生きる力」の基礎を培うため、「ねらい」

及び「内容」の改善が図られることになった。

ここでは、「ねらい」及び「内容」に保育内容が表され、幼稚園修了までに幼児に育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを「ねらい」として示し、そのねらいを達成するために幼児が経験し、保育者が指導する事項を「内容」としている。

この「ねらい」と「内容」を幼児の発達の側面から「5領域」にまとめられている。この考え方は平成元（1989）年の考え方を引き継いでいるが、領域によっては中身が変わり（注3）、「道徳性を培う活動の充実を図る」、「知的発達を促す教育を明確化する」などの改善点が盛り込まれている。

## 2. 平成20（2008）年改訂の幼稚園教育要領

### 1) 改訂の経緯

この要領改訂のもととなっているのは、中教審が組織されて以来、初めてまとめられた2006年1月28日中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化をふまえた今後の幼児教育の在り方について」である。ここでは答申が示した具体的な内容に、幼・小連携・接続なかでも幼・小接続の具体的中味として、5歳児の「協同的な学び」の必要性を提案している。

これを受けて文部科学省は、平成18（2006）年10月14日に「幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、その中で「5歳児を対象とした『協同的な学び』の具体化を教育要領改訂の課題とした。

そして、中教審幼稚園教育専門部会において要領改訂に向けた議論が、本格的に開始されることになった。

### 2) 改訂の主旨

現在の教育基本法では「幼児教育」の章が新設され、「幼稚園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うもの」と明記され、法律の中の位置付けも幼稚園が小学校の前に移された。

こうした中で、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続の内容として「友だちと共に生活するためには、きまが必要であることに気づくようにする」と位置付け、「規範意識の芽生えを培う」ことが幼稚園の課題として示された。

答申では、幼稚園教育の役割について、小学校教育以

上の学校教育の基礎としての役割を担うが、規範意識の確立などに向けた、集団とのかかわりに関する内容の充実が要求されている。

しかし、このことについては、集団とのかかわりで「規範意識の確立に向けたこと」と、「仲間意識や共同性・協同性を培う」という教育要領改訂の課題とめざすものが違うのではないかという議論もあった。

この改訂は、前回（平成10年）の教育要領と比較して大きな変更はないが、子どもを取り巻く環境の変化の中で、特に幼稚園の課題として6項目が挙げられ、幼稚園教育要領はこれらの課題が改善されるよう改訂されている。（注4）

これらは幼稚園の今後のあり方を決めるという点で、大きな意義をもつものといわれている<sup>4)</sup>。教育内容については、第2章に前回の教育要領と同じ「ねらい」及び「内容」で表されている。「ねらい」は、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。「内容」は、ねらいを達成するために指導する事項とされ大きな変更はない。

## 考 察

幼稚園教育要領における保育内容「領域」に関する考察をする。

### 1 領域のとらえ方

領域は小学校教育との一貫性を確立するものとして昭和31（1956）年の幼稚園教育要領で初めて用いられた言葉である。

1) 領域は、幼児の生活を領域別に分割するためのものではなく、統合的、全体的、未分化的な幼児の生活を、保育者が保育する立場から把握し、保育についての評価や反省や次の計画をたてる際、考慮する一つの国からの視点として理解すればよいものである。

2) 各領域は、それぞれ独自の性格によってのみ構成されているというよりは、その領域に関連するものを包括的にまとめたものである。そのため領域相互に重複もあり関連も深い。保育の際の指導事項として掲げているが、そのままでは指導場面での活動・経験内容にはならない。あくまでも保育の視点にすぎない。

実際の保育、保育活動、指導内容は領域の指導事項が

出発ではなく、あくまでも現実の幼児の興味・関心とそれに基づく現実の幼児の行動・活動を手がかりとして生まれてくる。その行動・活動・経験によって、どのような心情・意欲・態度・能力・技能が伸びていくかを検討する際に、はじめて領域の事項が必要となってくる。領域はそのままでは指導内容になりえず、保育する究極的な方向目標の枠を示したもので評価の目安にすぎない。

## 2 現在の幼稚園教育要領の保育内容「領域」、ねらい及び内容の正しい理解と保育者養成に関する問題点

1) 幼児教育の場合、保育内容は幼稚園・保育所の生活そのものと考えられる。ところが幼稚園教育要領や保育所保育指針ではどのような生活であるのかについてほとんど記述がない。

平成20(2008)年の幼稚園教育要領、第1章総則第1に、「幼児期にふさわしい生活」「遊びを通して」「幼児の主体的な活動」と示されているに過ぎない。

また教育課程の編成では、「幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるように教育課程に係わる教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいや内容を組織しなければならないこと・・・中略・・・入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。」との記述があるが、現場で目の前で展開されている幼児の生活と教育要領の保育内容の一覧に示されているねらい及び内容を結びつけて考えるには、保育者の経験と読み取る能力に大きく左右されるのではないかと考える。

ねらいや内容を配列したとしても、幼児の生きた生活、幼児期にふさわしい生活、幼児の充実した遊びの姿を思い描くことは出来にくい。

幼児期にふさわしい生活、幼児が主体的に遊ぶ姿をイメージでき、どのようにすれば幼児期にふさわしい生きた生活、幼児が主体的に真剣に没頭する遊びを生み出すことができるかを考えることが重要なのではないか。

一例として、第3章、1(2)ア具体的なねらい及び内容「幼稚園生活における幼児の発達の過程を見通し、幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、幼児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。」の手続きとして、年齢別、学期別、月別、生活の流れに

そって具体的に示すことが保育者にとっても養成校で教える際にも有意義なものとなるであろう。

2) 人との関わりについては「先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する」(健康)「先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう」(人間関係)「先生や友達のことばや話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする」(言葉)というように、複数の領域に分散していたり、重複してあげられている。このことから考えると保育者として大事にしなければならないことは、領域ではなく指導事項としての内容であろう。

内容がこれから生きていく人間として必要と考えられ、幼児期に培われると考えられるもの・教育内容を選び、(その際要領第2章の前文に記述されている「第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないように」を注意することが必要である)、それらを包含する枠としての新たな領域を考えることも可能と考えられる。

新たな領域については、国の基準(第1章の第1、第2章のねらい及び内容)を大きくはずれていなければよいと考える。

今日、幼稚園の幼児教育と小学校教育との円滑な接続、幼児の生活は家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにすることが幼稚園に求められている。特色ある幼稚園をめざすためにも、保育内容を常に評価し新しく考え直すことは、現場の保育実践を深めていく上で重要である。

3) 領域の内容として挙げられているものを、平成元(1989)年、平成10(1989)年、平成20(2008)年と10年ごとに改訂された教育要領を比較した結果、改訂はされても領域名そのものは変わっていないが、内容については追加、変更が認められる。

追加・変更の基になっているのは、中教審の答申に示されたその時代や社会情勢から子どもたちに求められるもの・欠けているものである。

4) 平成元(1989)年以降の領域は、子どもの発達の側面を保障するという考えのもとに領域の名称が付けられている。

幼児のより豊かな発達を保障していくためには、ある

時点でその状況を確認することが必要である。評価の視点が現在の領域である。

一つの活動について、5つの領域から見取る事が大切であり、そのことが子どもの発達を保障することにつながる。子どもをみるための偏りのなさをみる『窓』として機能する時にはじめて「領域」が生かされるといえる。ただし、子どもの発達をみる視点を現在の5つの領域に限るのは疑問が残る。

また、保育所・幼稚園の幼児教育と小学校教育との接続を考えねばならない現状では、保育内容と教科内容とを結ぶための保育内容の枠を表す新しい言葉（概念）を探らなければならない時が来ていると考える。

5) 「領域」は保育内容の範囲、枠を示すものであることは、1956年（昭和31年）に初めてその言葉が使われて以来現在まで引き継がれている。その範囲、枠は、園を修了するまでに向かう方向目標で示されている。現場では3歳から6歳までの幼児期の保育にあっている。

発達をみる視点である5つの領域が、3歳児の入園時から幼稚園修了時まで全て同じ速度で発達するのか、また、各領域は常に全てが同じ力をつけるのが明確ではない。

「調和のとれた発達」というのは、幼児期の子どもにとってどのような状態を指すのが明確でなく、幼稚園教育要領は国の基準を示すものではあるが、その基準に合っているのかという判断は保育者に任せられる部分が非常に大きいといえる。

6) 現在保育者養成校で使用されている保育内容のテキストは、現行のカリキュラムに沿って領域ごとの授業科目名で現されている。これは学生に領域ごとの保育内容を考えさせてしまう大きな一因となっているのではないだろうか。

7) 保育内容は幼児の生活の過程で、必要な経験の一つひとつである。幼稚園や保育所、家庭生活において幼児の発達・成長を助ける経験のすべてであり、保育の目的を実現するために選ばれた内容であるといえる。

保育内容の基本は、目の前の子どもをどのような人間に育てるか、それを具体化するために必要なものとして

考えられたものである。

現在の幼児教育が、人間形成の基礎を培うという観点から考えると、当然保育内容は、幼児の人間形成の視点から構成されるものであり、この点から保育内容の選択は、1) 身の回りの環境へ働きかけようとする意欲 2) 働きかけを支え豊かにする態度、知識・技能の獲得 3) 働きかけ続ける態度が総合されたかたちでおこなわなければならない<sup>5)</sup>。

同時に幼児期の保育内容は「楽しく望ましい経験および活動」すなわち「遊び」でなければならない。

以上のことより、保育内容を次のようにまとめることができる。

○保育内容とは、幼児の学び・経験の総体であり、保育の目的そして方法をも含めた全体としての教育観が具現される姿であるといえる。

したがって、保育内容を設定するためには、保育の理論が明確に設定されていなければならない。保育内容は、保育者自身が現実の子どもの生活を直視しつつ、自分の保育理念や望ましい子ども像を模索する努力と関連して、常に創造的に、最も良いと思われる保育内容を構成するものとする。

○幼稚園の保育内容はそれぞれの時代の政治や社会状況の影響を受けて、その保育目的とともに移り変わってきている<sup>2)</sup>。

例えば、平成元（1989）年には、小・中・高ともに基本的な生活習慣、道徳性、思考力、知的な好奇心に関すること。また、この間に子どもの人権の確立を求める声があがってきた。こうして、保育内容は子どもの生存権・生活権と成長発達の権利を等しく十分に満たすことができるように、保育の目的も内容も配慮された。

昭和39（1964）年改訂の教育要領に示されている6領域は、教科主義的傾向を持ち、領域ごとの独立性を強めたとされた。しかし、各事項が「ねらい」と幼児の「活動内容」とを混在させたものであることからみて、幼児教育における保育内容の特殊性があるといえる。

すなわち、幼児の生活が未分化のため、大人から伝えるもの・文化的な内容と、幼児の生活経験に基づく学びの内容とが、保育内容として混在した形で示さざるを得ないのではなかろうか。各領域、各事項は幼児の生活経験から抽出されたものであるといわれているが、抽出の

視点は、幼児の生活からだけでなく、小学校教育以上の教科の内容を意識したものも認められる。

#### 8) 保育内容のとらえ方とその背景

保育内容の歴史的変遷<sup>2)</sup>をみると、保育内容のとらえ方が一様ではないことがわかる。

例えば、明治10(1877)年制定の東京女子師範学校附属幼稚園規則の保育内容は次の通りである。

身の回りにあるものや動植物の性質・特徴や色の違い、種々な図形の性質・特徴を学ぶ。多くはフレーベルによって考案された恩物であった。また通園する園児のほとんどは上流階級の家庭の子どもであった。新しい近代国家として出発した明治以降の日本を創り出すための一種のエリート教育的な期待とともに成立していた。

ところが戦後の1948年、倉橋惣三氏をはじめとする当時の保育研究者によって作成された「保育要領」には、「幼児のことに関心を持っている教師や保母や母親たちが、心から幼児に対する深い愛情に燃え、幼児のために天国のように暖かく楽しい環境をととのえようとする熱意に満たされていることが、いっさいの根本であることはいうまでもない。」というような保育観を提示するようになった。注5

また第6章幼児の保育内容に副題として「楽しい幼児の経験」とある。内容として12の項目から構成されているが、それらを子どもに無理にさせるのではなく子どもの自発的な意欲に基づき、楽しみながらこれらの内容が経験されることが望ましいと記述されている。

このように、前者の東京女子師範学校規則と保育要領とでは、その歴史的背景が異なるのと同時に、その当時の子ども観、発達観、保育観の違いによるものと考えられる。即ち、前者は早く知識・技能を伝えることが子どもにとってよいとする保育観、大人の有する知識・技能等を習得していくプロセスを発達ととらえる発達観、子どもは大人からみて習得している知識・技能が少ないという子ども観から保育内容をとらえ、大人から子どもへ伝えるという中で保育内容をとらえている。

後者は子どもの発達に応じて、それぞれの時期に見合った経験をするのが大切であると考えた発達観、子ども観、子ども特に乳幼児期は自発的な活動としての遊びを通して成長するという保育観から、保育内容をとら

え、子どもの経験を優先して考え子どもの経験している内容を認めそこから保育内容をとらえている。

保育内容を保育者側中心に考えるか子どもの側に立って考えるかによる違いと考えられる。

これらについては、当時の社会情勢、特に戦争の時期や思想の問題と関連付けて吟味する必要がある。

では、現在の幼稚園教育要領における保育内容のとらえ方についてみてみることにする。

○幼稚園教育要領第2章に保育内容として示されている各領域の「ねらい及び内容」の各文の最後をみると、保育者側の立場ではなく子どもの立場で考えていることがわかる。

○第2章の「この章に示すねらいは、幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情・意欲・態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。

これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである」という記述から、「ねらい」は、保育者が教えるものではなく、子どもの中で育まれる心情・意欲・態度であると明言されている。そして、それらは幼稚園を修了するまでに育つことが期待されるものであると記述されている。また、「指導」とは、特定の心情や意欲を子どもたちに直接的に付けさせようとするのではなく、子どもたちの自発的な体験(特に遊び)を重視しつつ、その内容がより充実するような「援助」を保育者が行うことである。それによって、様々な「ねらい」も自ずと達成されるようになるとの考えである。

○領域は「小学校以上の学校で指導すべき教育内容のまとまりを指し、教育課程の基礎的単位である」教科とは異なる。幼稚園生活において子どもたちが体験する様々な自発的な活動を理解し、より適切な援助を考えるための視点としている。

以上より、現在の幼稚園教育要領における保育内容のとらえかたは、子ども中心の考え方を示しており、具体的な内容については、規範意識、協同性、協同的な学びなど小学校以上の義務教育の側から考えられてきたと感

じられるものが含まれている。

### 3 養成校における「保育内容総論」について

授業科目「保育内容総論」は、領域を統合するだけでなく、「教育課程・保育計画総論」や「保育方法（指導法）の研究」、さらには制度や経営に関する科目などとも関連し、それらをつなぎ合わせる橋渡しの役割を果たすものといえる。

その意味では「保育内容総論」は保育者養成の科目のなかで中心的な位置を占める重要な科目である。保育内容総論は、保育内容各論や教科に関する科目を総合的に理解することに中心がある。これをどのように計画し、具体的に展開するかということは、教育課程総論で扱う保育内容総論と無関係ではない。

実際の展開をどうするかは指導法の研究の問題である。しかし保育内容総論は、保育の原理や乳幼児理解に基礎をおきながらも、それらがどのように関連し合うのかという全体的な視点も含んでいる。少なくとも保育内容「領域」に対する正しい理解と、保育の実際との具体的な場面を想定した授業展開をしなければ、学生に理解させることは難しい。

## おわりに

本研究を通して、現場の保育者に伝えたいこととして、現在我が国の保育・幼児教育内容の基準は、幼稚園教育要領・保育所保育指針・学習指導要領との一体のものとして進められている。

特に保・幼、小連携・接続が強調される時期の改定では、小中高等学校の教育改革の動向を無視して、保育内容を考えることはできない。

その中で特に保育実践を担う保育者に必要であろうことは、1. 保育者自身が自分なりの批判の視点をもつこと。2. この視点と幼児の現実経験の分析とを関連づけて、幼児の遊びを組織すること。3. 幼稚園教育要領に示される各領域、各事項は、その際のチェックポイントとして活用することの3点である。

保育内容「領域」にこだわって3年が経過した。我が国の教育行政の内部に踏み込んだ研究ができないジレンマを抱えつつ、資料を読み進めるしかない現状ではある

が、それでも保育者養成にあたる者として、この問題から逃げることはできないと感じている。

子どもの生活が多様化する中、どのような幼児教育や保育が望ましいのか、またそれを担う保育者の養成には何が必要なのか、今後も多面的に研究を続けたい。

#### 注1 発達をみる視点としての領域

幼児期は、生活の中で自発的に、主体的に環境にかわり相互交渉をしながら具体的な体験を通して、人間として生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身に付けていく時期である。自分の身の回りのものへの見方を変えながら自分の世界を広げて発達していく時期である。幼児期でなければ身に付かないこと、幼児期にこそ身に付けておくべきことは何かとしたとき、人間形成の基礎として心情、意欲、態度の面から、「ねらい」をその面からとらえ、幼児一人ひとりにどのように組み込まれるかをみようとした。そこで5つの領域は幼児の発達をとらえる窓口とした。（東京書籍 保育内容総論 p30）

#### 注2 第16期中央教育審議会

（昭和27年から始まり、第16期の答申は1998年・平成10年9月）

どちらかという和学校によかれという形の中へ教育のレベルアップを目指し、教育の効率化を図ってきた傾向がある。第16期中央教育審議会は、不登校、いじめをはじめとした様々に引き起こされる子どもの事件等を見て、20世紀の反省と共に21世紀の教育の在り方について審議が諮られた。教育とは、自分探しの旅を扶ける営みである。横並び一斉的な教育から一人ひとりが一人ひとりであってよいという180度の転換を図っていこうとする画期的な改革への示唆と考えられる。これからの教育に必要なことは、ゆとりの中で生きる力をどうつけるかということであると、そのことが引き続き教育課程基準改訂に受け継がれ、学校教育の新しい命題としてひとつの課題に取り組もうということ、幼・小・中・高・盲・聾・養護学校の総則の中に「生きる力」という言葉が入った。この答申を受け、保育者中心の保育から子ども中心の保育、教育内容に関する幼小接続・連続方法論において「指導から援助への転換」、集団から個々の（一人ひとり）の子どもへの視点の転換、保育計画課題活動中心から自

由遊び中心への転換となった。

しかし、問題点としては、幼児が集団の中でダイナミックに活動する視点が欠落していた。と同時に、そうした子どもの「協同性」をデザインし、組織する保育者の教育的役割に対する位置づけが弱い。

### 注3

健康・・・3内容の取扱い（留意事項が変更）

幼児の遊びの動線に配慮した園庭の遊具や自然環境の整備などを行い、幼児が思い切り身体を以後かすことができるよう環境を工夫することが加わった。

基本的な生活習慣の形成の形成に当たっては、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすることが加わった。

人間関係・・・内容が2項目増えた。よいことや悪いことがあることに気づき、考えながら行動すること、きまりの大切さに気づき、守ろうとすること、さらに、友だちのよさに気づき、一緒に活動する楽しさを味わうとされている。3内容の取扱いについては、地域の人々との交流、特に高齢者、道徳性の芽生えに関する記述が加わった。

環境・・・ねらいは文字などに対する感覚を豊かにする内容1項目増えた。日常生活の中で簡単な標識や文字などの関心を持つ。

言葉・・・ねらいは伝え合う喜びを味わう。

内容の差し替えと日常生活に必要な簡単な標識や文字などに関心をもつこととされた。

表現・・・内容の取扱いについて、幼児の自己表現は素朴な形で行われることが多いので、教師はそのような表現を受容し、幼児自身の表現しようとする意欲を受け止めて、幼児が生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにするとしている。

### 注4

学研 幼稚園教育要領ハンドブックを基に森元が作成

課題1	運動能力の低下 →第2章「健康」内容の取扱い（1） 「運動」への言及へ
課題2	食生活の乱れ →第2章「健康」内容（5） 「食育」への言及へ
課題3	基本的な生活習慣の欠如 →第2章「健康」内容（8） 「生活習慣」に関する指導の追加
課題4	自制心や規範意識の希薄化 →第2章「人間関係」内容の取扱い（5） 「規範意識」に関する記述の追加
課題5	コミュニケーション力の低下 →第2章「言語」内容の取扱い（2） 「聞く」「伝える」ことを育てる記述の追加
課題6	小学校生活への適応不足 →第3章「特に留意する事項」（5） 「小学校との連携」を規定

幼稚園における教育の具体的目標（ねらい）の全体的な枠を示したものの・・・第2章に各領域に示す事項は幼児の年齢の違い、教育期間の相違および地域の実態などを考慮して適切にきめられなければならない。

この具体的目標は1986年の要領では達成すべき、2010年は方向目標となり、ねらいと内容が分かれた。知識・技能・態度を中心とする能力一覧表の形で示されている。

保育所保育指針における「ねらい」「内容」及び「領域」のとらえ方としては、保育内容は「ねらい」及び「内容」で示されているが、「養護」と「教育」の2つの視点からとらえている。

### 1964年の幼稚園教育要領と1965年の保育所保育指針の「領域」の比較

「教育要領」での保育内容は、6つの領域から構成される。「保育所保育指針」では、健康・社会・言語・自然・音楽・造形があげられ、「教育要領」での音楽リズムが音楽絵画製作が造形に変更されている（なおリズムの多くは、健康領域に移されている。）

6領域に関して4歳児以上は、だいたい共通している。

しかし、6領域の配列に関しては、違いがある。すなわち「教育要領」では、6領域が3から5歳まで同様に並列されている。それに対して「保育要領」では、注4にみられるように6領域は、年齢別に「生活・遊び」からの分化として展開される。さらに「領域」という意味内容の理解に異なったニュアンスの違いがみられる。ともに「望ましい幼児の経験および活動」としておさえながらも、「教育要領」では事項として活動のねらいに、「保育指針」では活動の内容に重点がおかれているようである。

このように違いがみられるが「教育要領・保育指針」共に、領域を「小学校における各教科と、その性格が異なる」ものとしている。さらに、この領域と教科との違いについて、「幼稚園教育指導書一般編」は、「領域に示されている事項は「ねらい」であるが、小学校学習指導要領の教科に示されているのは、主として具体的な「内容」である」と説明している。各園では、地域に特性、幼児の実態に即して、これらねらいとしての事項を、領域をはなれ総合化・組織化さらには具体化している。すなわちこのときは、「望ましい経験および活動」が保育内容として選択配列される。この「望ましい経験および活動」の一般的なものとして、「指導書一般編」は、鬼遊び、リズムカルな集団遊び、ボール遊び、砂遊び、すべり台・ぶらんこ、積み木、飼育、栽培、見学・遠足、ごっこ、劇的な活動、絵本、童話、かみしばい、テレビの14項目が示されている。このほか各事項に独自の経験および活動が「各指導書領域編」に示される。

## 第2

教育課程の編成 (2008幼稚園教育要領より)

1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係わる教育機関や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。

教育課程を編成するにあたって、重要なことは保育の目的・目標が問われる。目的・目標は、人間像との関連においてとらえられる。現在我が国では中央審議会から報告される人間像が重要視されている。

現実の園での問題点は、保育者が考える幼児像が現実の保育実践にいかされない。幼児像と現実の社会的・文化的状況におかれている幼児の「ある姿」とが結びあ

い。

現在望ましい幼児像としては、日常の諸活動に目を輝かせ没頭・集中して遊んでいる(生活する)幼児の姿があげられる。

幼児期には、環境への働きかけ、その働きかけに必要な態度、知識・思考及び技能の獲得及び自己自身への確認の3者が未分化の次元であるが、融合している。幼児期そのものが遊びながら労働し、学習するという理想的に考えられる全体的・全面的人間形成の現実的基盤を準備している。

## 注5

幼児のことに関心を持っている教師や保姆や母親たちが、心から幼児に対する深い愛情に燃え、幼児のために天国のように暖かく楽しい環境をととのえようとする熱意に満たされていることが、いっさいの根本であることはいままでもない。あなた方の滑らかな愛情からわきた献身が、将来の明るい日本のいしずえを築くのである。(1948年文部省刊行「保育要領」まえがきより)

## 引用文献

- 1) 森元真紀子・川上道子著：「保育内容に関する研究 (Ⅰ) -平成元年版幼稚園教育要領改訂に焦点を当てて-」, 中国学園紀要第7号, 2008
- 2) 森元真紀子・川上道子著：「保育内容に関する研究 (Ⅱ) -昭和31年の幼稚園教育要領の「領域」に焦点を当てて-」, 中国学園紀要第8号, 2009
- 3) 小田豊著：「子どもの心をつかむ保育者」, ひかりのくに株式会社, 2001, p.196
- 4) 無藤隆監修：「幼稚園教育要領ハンドブック」, 株式会社 学習研究社, 2008, p.3

## 参考文献

- 1) 高杉自子・森上史郎・阿部明子・大場幸夫著：「保育内容総論」, 東京書籍株式会社, 1990
- 2) 松井玲子責任編集：「現代と保育」, 70号, ひとなる書房, 2008
- 3) 岡田正章・青木きみ・亀ヶ谷三郎・永井千恵子著：「保

- 育内容総論」，東京書籍，1976
- 4) 西頭三雄児・丹羽劭昭編著：「保育内容の展開」，福村出版，1979
  - 5) 岸井勇雄・大久保稔編：「保育内容総論」，チャイルド本社，1984
  - 6) 山田敏編著：「保育内容総論」，明治図書，1978
  - 7) 森 重敏編著：保育と人間形成－保育内容総論」，同文書院，1974
  - 8) 藤田復生責任編集：「保育内容事典」，日本ライブラリ，1980
  - 9) 高橋史郎編：「保育内容の研究」，嵯峨野書院，1986
  - 10) 坂元彦太郎著：「幼児教育の構造」，フレーベル館，1972
  - 11) 三原征次・高田清・豊田和子・上野ひろ美著：「幼児教育の構造」，高文堂出版社，1986